

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年1月20日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 59,711
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 473,189
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	16,862	富士市	68,503	袋井市・森町	27,701
伊東市	19,217	富士宮市	35,632	磐田市	44,398
熱海市	10,014	静岡市葵区	69,284	浜松市中央区	149,186
伊豆市	8,251	静岡市駿河区	57,695	浜松市浜名区・天竜区	49,850
伊豆の国市	13,180	静岡市清水区	64,093	湖西市	15,395
函南町	10,344	焼津市	37,271		
三島市	29,688	藤枝市	39,256		
清水町	8,613	牧之原市・吉田町	19,163		
長泉町	11,791	島田市・川根本町	28,183		
裾野市	13,608	御前崎市	8,291		
御殿場市・小山町	27,718	菊川市	12,172		
沼津市	53,064	掛川市	30,903		